

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) 一
- " " " " ( " ) 一
- " " " " (西部創造) 二
- " " " " (東部創造) 二
- 県営土地改良事業山田地区(経営体育成基盤整備事業) 事業計画の決定及び計画書の写しの縦覧 (農村整備課) 三
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課) 三
- 測量法に基づく公共測量の実施 ( " ) 三
- 測量法に基づく基本測量の終了 ( " ) 三
- 都市計画事業の事業計画変更認可 (道路街路課) 三
- 景観条例附則第二項第一号の告示 (県土づくり企画室) 三
- 川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写し

- 川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 三
- 三芳町北松原土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整備課) 三
- 川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称) 北側地区土地区画整理事業の施行認可 ( " ) 三
- 川越都市計画川島インターチェンジ(仮称) 北側地区土地区画整理事業の決定 ( " ) 三
- 川越都市計画下水道の変更 (下水道課) 四
- 熊谷都市計画下水道の変更 ( " ) 四
- 開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 四
- " " " " ( " ) 四
- 建築協定(一人協定) ( " ) 四

○ 開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 五

## 告示

### 埼玉県告示第七百六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目二〇五番新井ビル三〇三号室

### 目二〇五番新井ビル三〇三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、見沼田圃の公有地化農地等における農生産を主とする様々な活動を通じて、市民や各種団体との交流を図るとともに、見沼田圃の環境保全に寄与することを目的とする。

### 埼玉県告示第七百七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年十一月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人見沼ファーム21
- 三 代表者の氏名  
島田 由美子
- 四 主たる事務所の所在地

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年十一月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
埼玉県知事 上田 清司
- 三 代表者の氏名  
島田 由美子
- 四 主たる事務所の所在地

平成十九年十一月二十六日  
埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日  
平成十九年十一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人くればす

三 代表者の氏名  
小川 礼子

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市金山町一丁目五番

五 定款に記載された目的  
この法人は、障がいの有無に関わらず、あたりまえの生活が保障され、共に生きる社会を目指す為、この地区の障がい者に対し就労・生活・余暇に関する支援事業を行い、ノーマライゼーションの推進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創

造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日  
平成十九年十一月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人学童保育南子どもの家

三 代表者の氏名  
新飯田 あゆみ

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市南区根岸二丁目十九番十三号

五 定款に記載された目的  
この法人は、保護者が就業その他の理由で放課後や長期休暇の際に第三者の保育が必要となる児童に対し、必要な保育の場と人材の提供を行い、これらの児童の健全な発育の促進と犯罪等からの保護に寄与すると共に、健全で豊かな地域社会の確立を図ることを目的とする。

埼玉県告示第七百九号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日  
平成十九年十一月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人川越市北部地域ふれあいセンター運営協議会

三 代表者の氏名  
府川 又七

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市大字山田千五百七十八番地一川越市北部地域ふれあいセンター内

五 定款に記載された目的  
この法人は、コミュニティ活動を推進することにより、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百十号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日  
平成十九年十一月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人福祉作業所ひばり園

三 代表者の氏名  
吉田 常夫

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地七百番地参

五 定款に記載された目的

埼玉県告示第七百十号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

この法人は、障害の種別や軽重を問わず、希望すれば誰でも働く事ができる作業所づくりを進め、どんな障害にもめげず自立と社会参加をめざす一人一人が、豊かに生きていけるよう支援をおこなう。そして、すべての人が人として尊敬され、共に生きていける地域・社会づくりに貢献することを目的とする。

埼玉県告示第七百一十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業山田地区(経営体育成基盤整備事業)事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間

平成十九年十一月二十七日から

平成十九年十二月二十五日まで

二 縦覧場所

滑川町役場

埼玉県告示第七百一十二号

平成十九年埼玉県告示第七百一十二号で公示した公共測量(二級公共基準点測量)は、平成十九年十月三十一日終了した旨

測量計画機関の長である吉見町長新井保美から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百一十三号

測量計画機関の長である三郷市長木津雅哉から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量(航空写真撮影)

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成十九年八月二十三日から平成二十年三月十四日まで

埼玉県告示第七百一十四号

平成十九年埼玉県告示第七百一十四号で公示した基本測量(基盤地図情報作成作

業)は、平成十九年十一月十二日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百一十五号

都市計画法(昭和四十二年法律第九十号)第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第九百三十七号で告示した秩父都市計画道路事業(秩父市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

平成十七年十月十四日から平成二十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

ロ 使用の部分

変更なし

変更なし

埼玉県告示第七百一十六号

越谷市及び志木市は、埼玉県景観条例

(平成十九年埼玉県条例第四十六号)附則第二項第一号の規定に該当する市町村であるので、同号の規定により告示する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百一十七号

川越市から川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百一十八号

川越市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、三芳町北松原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

氏名 住 所

船津 三郎 ふじみ野市大井八四九番地

埼玉県告示第七百二十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定により土地区画整理事業の施行を認可したので、次のとおり公告する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称及び住所

川島中山開発株式会社

埼玉県川越市脇田本町一番地二山崎ビル

二 事業施行期間

平成十九年十一月二十六日から平成二十二年三月三十一日まで

三 施行地区

比企郡川島町大字中山字蛭田、字金ヶ谷戸、字上新井、字六地藏、字追出し及び字諏訪下の各一部。

大字上伊草字天神の一部。

四 土地区画整理事業の名称

川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業

五 事務所の所在地

川越市脇田本町一番地二山崎ビル

川島中山開発株式会社内

六 施行認可の年月日

平成十九年十一月二十六日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

主たる事務所の掲示場及び川島町役場の掲示場に掲示して行う。

埼玉県告示第七百二十一号

川島町から川越都市計画川島インター

チェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百二十二号

川島町長から川越都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百二十三号

熊谷市長から熊谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年七月二十日

第一九〇〇四四〇号

二 検査済証番号

平成十九年十一月十五日

第一九〇一一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字久保田字権現一三六二―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字久保田一七二九―

一 ラ・スペランツァB―二〇四号室

上原 里美

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月二十六日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)  
大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八十八号  
積水ハウス株式会社 代表取締役 和田勇  
松原 弘二

一 許可番号

二 建築協定区域

平成十九年十月九日

埼玉県幸手市栄一七九一番五から四

第一九〇〇九八〇号

四及び一七九一番四六から七八

二 検査済証番号

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十

平成十九年十一月十六日

第一九〇一一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字大久保一六六二一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡ときがわ町大字玉川四六五六

大澤 浩

一

大澤 浩

一

一

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵樹

一 号

一 許可番号

建築基準法(昭和二十五年法律第二

平成十九年十月二十四日

一 号)第七十六条の三第四項において準

指令杉整第一九〇一四三〇号

用する同法第七十三条第一項の規定によ

二 検査済証番号

り建築協定を認可したので、次のとおり

平成十九年十一月十九日

公告する。

杉整第一一九七一一号

平成十九年十一月二十六日

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県杉戸県土整備事務所長

北葛飾郡杉戸町大字下野字山合九五

榎本 恵樹

四 一 二

一 建築協定認可申請者の住所及び氏名

一年四万三千四百円

発行日	毎週	発行者	埼玉	印刷所	関東図書株式会社
発行日	火曜日・金曜日	発行	さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇	印刷	さいたま市南区別所三一一一〇
購読料金		発行	〇四八―八二四―二二二一(代表)	印刷	〇四八―八六二―二九〇二(代表)
		発行	埼玉	印刷	
		発行	〇四八―八二四―二二二一(代表)	印刷	
		発行	埼玉	印刷	
		発行	さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇	印刷	
		発行	〇四八―八二四―二二二一(代表)	印刷	
		発行	埼玉	印刷	
		発行	さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇	印刷	
		発行	〇四八―八二四―二二二一(代表)	印刷	
		発行	埼玉	印刷	
		発行	さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇	印刷	
		発行	〇四八―八二四―二二二一(代表)	印刷	
		発行	埼玉	印刷	
		発行	さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇	印刷	
		発行	〇四八―八二四―二二二一(代表)	印刷	